

特定福祉用具販売 5つ

貸与

福祉用具専門相談員2名以上

自動排泄処理装置

(専用パッドなどの消耗品は自費)

手すり工事を伴わない

移動用リフト

スロープ工事を伴わない

販売

年間上限10万

①腰掛便座 水洗ポータブルトイレ **設置費用は自費**

②自動排泄処理装置の **交換可能部品**

③入浴補助用具 浴槽用 **手すり**

④簡易浴槽

⑤移動用リフトの **つり具部分**

介護のためのトイレ設置でも保険給付になるものと自費になるものがある

和式→洋式便器設置○
非水洗→水洗化は×

手すり工事を伴う
自動化×

スロープ工事を伴う

改修

同一住宅上限20万

例外：転居、3段階

1

問題 51 介護保険における福祉用具について正しいものはどれか。2つ選べ。

- 1 福祉用具貸与については、種目によっては、要介護状態区分に応じた制限がある。
- 2 福祉用具貸与事業所には、福祉用具専門相談員を1人以上置かなければならない。
- 3 特定福祉用具を販売する際には、福祉用具専門相談員は、利用者ごとに特定福祉用具販売計画を作成しなければならない。
- 4 自動排泄処理装置は、交換可能部品も含め、特定福祉用具販売の対象となる。
- 5 設置工事を伴うスロープは、福祉用具貸与の対象となる。

2

2

問題 51 介護保険の福祉用具貸与の対象となるものとして正しいものはどれか。

3つ選べ。

- 1 取付工事がなく、持ち運びが容易なスロープ
- 2 特殊寝台と一体的に使用されるマットレス
- 3 車輪のない歩行器
- 4 空気式又は折りたたみ式の簡易浴槽
- 5 自動排泄処理装置の専用パッド